

# 分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会  
No. 2            2 0 0 9 . 9 . 1  
発 行 責 任 者            柿 本 克 彦  
編 集 責 任 者            教 宣 部

## 勤務表を見てビックリ！年休が取れてない！

「年休が出ないことを連絡する必要はない！！」と放漫な山崎科長！

8月25日、9月分の勤務指定表が張り出されました。この勤務指定表を27日に見たA社員は、年休が取れていないことを勤務指定表で確認して管理者に聞きに行きました。そこで、対応した管理者は山崎科長でした。以下、山崎科長とA社員のやりとりです。

A社員 : 申し込みをした年休が出ていませんが、なぜ、連絡をしないのですか。

山崎科長 : 連絡をする必要はありません。

A社員 : 今まで、年休が出ないときには事前に説明していたでしょ。

山崎科長 : 体制変更に伴いルールを変えました。

A社員 : ルールを変えたのであれば、社員に説明するべきではありませんか。

以上が山崎科長とA社員がやりとりした内容です。皆さんは、どう思われますか？

## 体制変更後にルールを変えた？

### どんなルールか社員に説明しろ！！

私たちは、就業規則にある年休の請求手続きに従って、翌月の年休を20日までに『年次有給休暇申込簿』に申し込みます。これは「組織改正」に関係のないことで変更ありません。

就業規則では「会社は、年休を与えることが業務の正常な運営に支障があると判断した場合には、他の時季に変更する。」とあるだけです。

7月の「組織改正」以前は、勤務指定表は総括班長が作成していましたが、年休申し込みが多い日は、総括班長から対象者本人に対して「この日は年休が出ないかもしれないよ。」と連絡がありました。

しかし、組織体制変更後は、管理者が勤務指定表を作成するようになりました。そして、年休が取れない日は「連絡する必要はない！」と言うのです。要するに、管理者が作成した勤務指定表には年休が取れない日があっても黙って従えということです。このように管理者の恣意的な判断で年休が決められたのではたまりません。

皆さん！申し込んだ9月分の年休は取れていますか？

会社には、年休取得に関しどんな「ルール」に変えたのか説明を求めます！

J R 東 海 労 は、こ れ か ら も お か し な 事 は 職 場 で 問 題 に し て い き ま す ！！